

【建設工事・市内業者】提出書類一覧

※○印は必須、△印は該当する場合のみ。申請者確認欄にチェック(シ)をいれてください。

※A4フラットファイル(緑色)に、この番号で見出し(インデックス)をつけて綴じてください。

※日付指定のないものについては、令和3年4月1日時点について記入してください。

※添付書類は、A4サイズの大きさにして提出してください。

※本市内に営業所等があり、これまで本市格付を有している業者は、別添『鹿屋市内の支店・営業所等の取扱いについて』の要件を満たす場合に限り、『建設工事・市内業者』の区分で申請をしてください。

申請者 確認欄	鹿屋市 確認欄	インデックス 番号	提出書類名	要 否	様式	提出書類の記入要領等
			提出書類一覧	○	本票	
		1	建設工事等入札参加資格審査 申請書及び営業の沿革	○	様式1	・印鑑証明書と同じ印を押すこと ・営業所等に委任する場合も、申請者は本社を記入してください ・本市様式1の「支店営業所等状況報告書」については、本市内の営業所等に委任する場合に提出してください
		1-②	舗装工事に用添付書類	△	様式1-②	・舗装工事を希望する場合のみ提出してください ・1-②「舗装工事入札参加登録基準について」を参照
		1-③	解体工事に用添付書類	△		・解体工事を希望する場合のみ提出してください ・1-③「解体工事入札参加登録基準について」を参照
		1-④	上水道工事に用添付書類	△		・上水道工事を希望する場合のみ提出してください (1-④「上水道工事入札参加登録基準について」を参照
		1-⑤	下水道工事に用添付書類	△		・下水道工事を希望する場合のみ提出してください ・1-⑤「下水道工事入札参加登録基準について」を参照
		1-⑥	安全施設工事に用添付書類	△	様式1-⑥	・安全施設工事を希望する場合のみ提出してください ・1-⑥「安全施設工事入札参加登録基準について」を参照
		2	営業所等への委任状	△		任意様式(入札・施工・請求等について委任できること) ・営業所等での建設業許可を有する工種のみ申請が可能
		3	建設業許可証	○		・申請時に有効な許可証の写し ・建設業許可申請書類の写しを添付してください (1申請書 2役員等の一覧表 3営業所一覧表 4専任技術者一覧表 5経營業務の管理責任者証明書 6専任技術者証明書 7国家資格者等・ 監理技術者一覧表)
		4	経営規模等評価結果通知書 総合評価値通知書	○		・審査基準日が令和元年9月30日以降の通知書の写し(申請日において有効なものに限る)
		5	技術職員名簿	○	様式2	・営業所等へ委任する場合は、営業所等の職員のみ ・3か月以上雇用している者を記入してください
		6	技術職員の資格証等	○		・技術職員の資格証等の写しを添付してください(縮小可) ・「様式2」の技術職員の名簿番号順に並べてください
		7	技術職員勤務状況確認に関する証明	○		社会保険証の写し(雇用、生年月日の確認ができるもの) 技術職員全員分(営業所等へ委任する場合は営業所等の職員分) ・後期高齢者医療制度の被保険者若しくは個人事業所のうち国民健康保険の被保険者は所得税の源泉徴収票の写し
		8	地域貢献に関する事項(その 1)	○	様式3	・該当が無い場合にも提出してください ・本市内の営業所等に委任する場合は、その営業所等について記入してください
		8-①	①防災協定の締結に関する証明等	△		協定書の写し ・鹿屋市との協定に限る ・協定書の写しには加入している団体が発行する証明書を添付してください
		8-②	②鹿屋市消防団協力事業所に関する証明	△		鹿屋市消防団協力事業所認定通知書の写し ・申請時点で、本市の消防団協力事業所に認定されていること
		8-③	③高齢者の雇用確認に関する証明	△		社会保険証等の写し(雇用、生年月日の確認ができるもの) ・後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、所得税の源泉徴収票の写し ・営業所等へ委任する場合は営業所等の職員分
		8-④	④鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所に関する証明	△		鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所登録通知書の写し ・申請時点で、本市の健康づくり推進事業所に登録されていること

申請者 確認欄	鹿屋市 確認欄	インデックス 番号	提出書類名	要 否	様式	提出書類の記入要領等	
		9	地域貢献に関する事項（その2） ・水道施設工事（上水道工事）・下水道工事・「土木、建築、電気、管、造園」で県の格付総合点を有しない事業者は提出してください				
			①障がい者の雇用状況	△	様式4	・様式4に記載されている確認書類を添付してください	
			②新規学卒者等の雇用状況				
			③保護観察対象者の雇用支援状況				
			④男女共同参画支援等の状況				
		9-①	⑤消防団員の雇用に関する証明	△	様式5	・鹿屋市内の消防分団のみ対象 ・市安全安心課（本庁3階）にて証明を受けること ・3ヶ月以上の継続雇用が確認できるものを添付してください	
		9-②	⑥ボランティア活動	△	様式6-1 様式6-2	・平成30年4月1日～令和3年3月31日の実績 ・鹿屋市内における活動が対象	
		10	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	○		・写し可 ・令和3年1月1日以降のもの（ただし、それ以前のもので、直近の経営事項審査の際に提出したものであれば可） ・「中小企業退職金共済」の加入証明書又は企業年金制度等の導入が確認できる書類の写しでも可 ・「建設業退職金共済事業」に加入しているが、履行がないといった理由で加入・履行証明書の提出ができない場合は、理由書（任意様式）と共済契約者証の写しを提出してください ・いずれの加入もない場合はその理由書（任意様式）を提出してください	
		11	健康保険加入に関する証明	○		・4の「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は、提出の必要なし ・4の「経営規模等評価結果通知書」において加入「無」になっている場合は、 ①健康保険・厚生年金保険については、保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（直近のもの）又は年金事務所への届出書等の加入がわかる書類を提出してください ②雇用保険については、雇用保険料納入証明書等の加入がわかる書類を提出してください	
		12	厚生年金保険加入に関する証明	○			
		13	雇用保険加入に関する証明	○			
		14	代表者の身分証明書	△		個人事業主のみ（本籍地の市町村が発行するもの） ・令和3年1月1日以降のもの ・写し可	
		15	登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	○		・令和3年1月1日以降のもの ・個人事業主の場合は、「令和2年分 確定申告書」又は「令和3年度 市民税・県民税申告書」の写し ・写し可	
		16	資本関係又は人的関係に関する申告書	○	様式7	・申告書別紙の記入上の注意事項を確認し、記載してください	
		17	印鑑証明書	○		・令和3年1月1日以降のもの ・個人事業主の場合は代表者の印鑑登録証明書を提出してください ・写し可	
		18	使用印鑑届	△	様式8	・入札、契約等に、印鑑証明書の印鑑以外の印を使用する場合に提出してください ・使用印とできるのは、代表者印（営業所等の場合は営業所長印など）に限る	
		19	誓約書並びに自己及び自社の役員等の名簿	○	様式9		
		20	納税証明書 ※滞納が無いことを確認できるもの 写し可 ※令和3年1月1日以降のもの				
			①国税	○		・法人の場合：納税証明書 その3の3 ・個人の場合：納税証明書 その3の2	
			②都道府県税	○		・参加資格を受けようとする事業所所在地（都道府県）のもの	
			③市町村税	○		・参加資格を受けようとする事業所所在地（市町村）のもの	
		21	個人住民税特別徴収実施確認書	○	様式10		
		22	市税等の課税・納付状況確認同意書	○	様式11		

建設工事等入札参加資格審査申請書

年 月 日

鹿屋市長 中西 茂 様

所在地

ふりがな

商号又は名称

代表者職氏名 印（実印）

電話番号（ ）

FAX番号（ ）

緊急連絡先（ ）

※ 緊急連絡先は、上記の電話番号では連絡が取れない場合に使用する
で、緊急時に連絡が取れる電話番号を記入すること。

鹿屋市が行う建設工事、建築設計・測量業務等の指名競争入札参加資格を得たいので、
関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び提出書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約しま
す。

記

【入札参加を希望する工種及び建築設計・測量等の種類】

申請の有無	建設工事、建築設計・測量等の種類	申請の有無	建設工事、建築設計・測量等の種類	申請の有無	建設工事、建築設計・測量等の種類
	土木一式工事		建築一式工事		大工工事
	左官工事		とび・土工・コンクリート工事		石工事
	屋根工事		電気工事		管工事
	タイル・れんが・ブロック工事		鋼構造物工事		鉄筋工事
	舗装工事		しゅんせつ工事		板金工事
	ガラス工事		塗装工事		防水工事
	内装仕上工事		機械器具設置工事		熱絶縁工事
	電気通信工事		造園工事		さく井工事
	建具工事		水道施設工事		消防施設工事
	清掃施設工事		解体工事		測量
	建築設計		地質調査		建築コンサルタント
	土木コンサルタント		補償コンサルタント		不動産鑑定
	下水道工事		安全施設工事		

※ 希望する業種に○を記入すること。

※ 下水道工事・安全施設工事は鹿屋市独自の格付・登録工種です。

様式1

第1号様式（第4条関係）

（市内業者用）

営 業 の 沿 革

※ この様式の内容は、申請者（本社）について記入することとし、鹿屋市内の営業所等へ委任する場合は、支店営業所等状況報告書を記入すること。

1 全体の常勤職員数

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事務系職員 | 人 |
| (2) 技術系職員 | 人 |
| (3) そ の 他 | 人 |
| 計 | 人 |

- 注1 法人における常勤役員及び個人事業主は、（1）から（3）までのいずれかに含めて記入すること。
- 2 「常勤」とは、申請者に従事し、かつ、客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。
- 3 休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間に勤務していることが必要であり、パートタイム労働者等は含めないこと。

2 営業年数等

創業年月	年 月
休業期間又は転(廃)業の期間	年 月 から
	年 月 まで
現組織への変更	年 月
営業年数	年

- 注1 建設工事に係る入札参加を希望する者は、建設業の許可又は登録を受けずに営業した期間については、「休業期間又は転(廃)業の期間」欄に記入すること。
- 2 建設工事に係る入札参加を希望する者は、「営業年数」欄には、決算日までの期間（休業等の期間を除く。）を記入すること。
- 3 建築設計監理及び測量に係る入札参加を希望する者は、「営業年数」欄には、入札参加希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日までに迎えた直近の決算日までの期間（休業等の期間を除く。）を記入すること。
- 4 年未満の端数は切り捨てること。

年 月 日

支店営業所等状況報告書

鹿屋市長 中西 茂 様

所在地 鹿屋市
ふりがな
商号又は名称
代表者職氏名(支店長等)
電話番号 - -
FAX番号 - -
緊急連絡先 - -

印

※ 緊急連絡先は、上記の電話番号では連絡が取れない場合に使用するので、緊急時に連絡が取れる電話番号を記入すること。

次のとおり、支店、営業所等の状況について報告します。

1 事務所設置の状況

- (1) 社名が入っている看板の掲示 (あり なし)
(2) 事務所の形態
(専用事務所 住居併用 その他 ())
(3) 電話等の事務用品の設置
①電話(転送電話不可) 台 ④ファックス 台
②机及び椅子 組 ⑤その他 () 台
③パソコン 台

2 営業年数等

- (1) 設置年月 年 月
(2) 営業年数 年

3 常駐職員の状況

- (1) 職種別職員数
① 事務系職員 人 ② 技術系職員 人
③ その他 人 計 人

(2) 常駐職員名簿

職員名	住所	職種	役職	生年月日	配属年月日	免許等

※パート職員については、役職欄にその旨記入すること。

様式1

第1号様式（第4条関係）

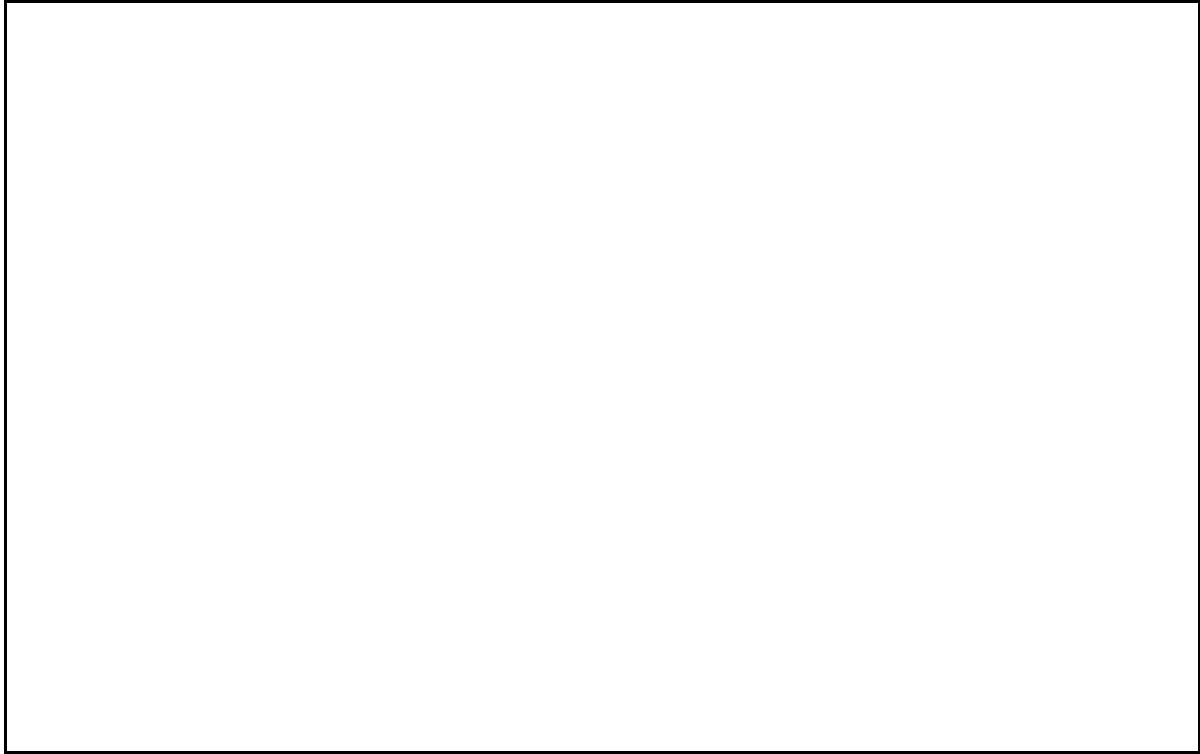
4 法人市民税の納付状況

納付実績あり（納税証明書（課税状況が分かるもの）を提出すること。）

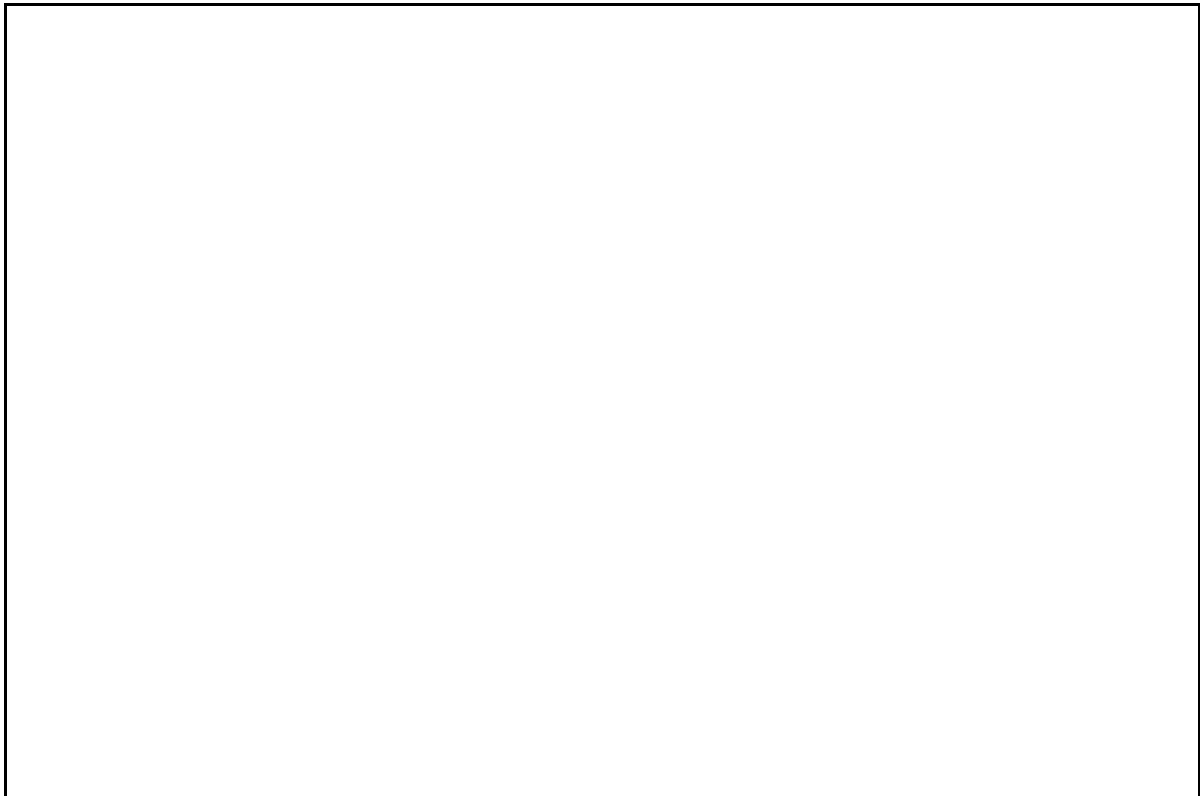
※納付実績がない場合は、市外業者として取り扱う。

5 事務所等の写真

(1) 事務所等の全景



(2) 事務所等の内部



舗装工事入札参加資格登録基準について

1 目的

アスファルト舗装工事については、適正な発注及び施工のため、下記のとおり舗装工事入札参加資格登録基準を定め、専門性を有すると認められる者に入札参加資格を与えるものです。

2 入札参加資格登録基準

- (1) 建設業許可「舗装工事」を受けていること
- (2) 経営事項審査「舗装工事」を受けていること
- (3) 舗装工事施工について、高度な技術力を有するもの（オペレータ・レーキマン）が常駐できる体制が整っていること
- (4) 舗装工事の工事実績（民間工事も含む）があること
- (5) 舗装工事の専用機械（アスファルトフィニッシャー・マカダムローラ・タイヤローラ）を自社所有又は長期リース[※]していること
※長期リース：1年以上のリース契約をしているもので自社車庫で維持管理を行い、常時使用可能な状態にあるもの
- (6) 税金の滞納が無いこと

3 申請

舗装工事入札参加資格登録を希望する者は、下記の必要書類を添付してください。

4 申請に伴う必要書類

- (1) 舗装工事施工体制調査票（様式1-2）
 - (2) 工事経歴書又は工事実績書（民間工事を含む。直前5か年(事業年度)分）
 - (3) 重機の状況が分かる書類
 - ①自社所有の場合
 - ・重機の写真（撮影年月日が確認できること）
 - ・所有していることが分かる書類（特定自主検査記録表、償却資産台帳の写し等）
 - ②長期リースの場合
 - ・重機の写真（撮影年月日が確認できること）
 - ・リース契約書の写し
- (※技術者資格は提出書類一覧の番号5「技術職員名簿（様式2）」に記載し、番号6「技術職員の資格証等」に資格証の写しを添付してください。)

5 審査

申請された書類に基づき、書類を審査した後、舗装工事専用機械（アスファルトフィニッシャー・マカダムローラ・タイヤローラ）の確認を行うため、現地調査を実施します。

6 指名業者としての取扱いについて

申請書及び必要書類等の審査に合格した場合は、「舗装工事入札参加資格業者」として登録します。

7 登録期間

令和3年8月1日から次回登録の前日まで（令和5年7月末日予定）

8 受付期間

令和3年4月1日（木）～令和3年4月30日（金）

舗装工事施工体制調査票

鹿屋市長

様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

【施工班体制】

(ただし、アスファルトフィニッシャーを使用しない工事は除く)

※「自社施工する体制」とは、オペレーター・スクリッドマン・レーキマン等の技術者・技能者を有する舗装班を自社の常時雇用社員または常用作業員のみで編成できることをいう。フィニッシャー等をオペレーター付でチャーターする場合などは、下請施工に該当し、自社施工に含まれないので記入しないこと。

編成可能な班の数	編成可能総人員内訳					
	職長	オペレーター	スクリッドマン	レーキマン	その他作業員	計
記入例 第1班	1	2	1	2	4	10
第1班						
第2班						
第3班						

* 最大の班編成数を確認するための調査票です。

【技術者内訳】

NO	氏名	雇用区分		配置技術者						オペレーター(運転資格等)					スクリッドマン	レーキマン		
		常時雇用社員	常用作業員	土木施工管理技士		建設機械施工技士		舗装施工管理技術者		建設業法第7条2号該当者	大型特殊資格	車両系建設機械運転操作資格	ローラー類	モーターグ			ショルダー	アスファルトフィニッシャー
				1級	2級	1級	2級	1級	2級									
記入例	舗装 太郎	○		○					○		○		5				5	8
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		

- (注) ・編成可能な班の数は、貴社独自で編成できる最大の班数を、編成可能総人員内訳にはその際の人数を記入し、その内訳を【技術者内訳】に記入すること。(実務経験年数は、アスファルト舗装工事に従事した各職種ごとに経験年数を記入すること。)
- ・合計人数が、編成可能総人員に対応しているか確認し、16人以上いる場合は、16人目以降を別紙で作成し記入すること。
- ・「その他作業員」は、氏名欄と雇用区分のみ記入すること。
- ・配置技術者の資格者証の写しは技術職員の資格証等(提出書類の見出し6)に添付してください。

【舗装工事専用機械の所有状況】

機器名	台数	
	自社所有	長期リース
アスファルトフィニッシャー		
モーターグレーダー		
タイヤローラー		
マカダムローラー		
その他ローラー(振動ローラー等)		

(注) ・長期リースとは、1年以上のリース契約をしているもので自社車庫で維持管理を行い、常時使用可能な状態にある機械のみ記入すること。(年間契約をし、必要の都度、リースするような場合は除く。)

解体工事入札参加資格登録基準について

1 目的

解体工事の適正な発注及び施工のため、下記のとおり解体工事入札参加資格登録基準を定め、専門性を有すると認められる者に入札参加資格を与えるものです。

2 入札参加資格登録基準

- (1) 建設業許可「解体工事」を受けていること
- (2) 経営事項審査「解体工事」を受けていること
- (3) 解体工事施工の有資格者（解体工事施工技士資格者）が在籍し、現場に常駐できる体制が整っていること
- (4) 解体工事の工事实績（民間工事も含む）があること
- (5) 解体工事の専用機械（コンクリート破砕機等）を自社所有又は長期リース[※]していること

※長期リース：1年以上のリース契約をしているもので自社車庫で維持管理を行い、常時使用可能な状態にあるもの

- (6) 税金の滞納が無いこと

3 申請

解体工事入札参加資格登録を希望する者は、下記の必要書類を添付してください。

4 申請に伴う必要書類

- (1) 工事経歴書又は工事实績書（民間工事を含む。直前5か年（事業年度）分）
- (2) 重機の状況が分かる書類（処理能力を記入すること）

- ①自社所有の場合
 - ・重機の写真（撮影年月日が確認できること）
 - ・所有していることが分かる書類（特定自主検査記録表、償却資産台帳の写し等）
- ②長期リースの場合
 - ・重機の写真（撮影年月日が確認できること）
 - ・リース契約書の写し

（※技術者資格は提出書類一覧の番号5「技術職員名簿（様式2）」に記載し、番号6「技術職員の資格証等」に資格証の写しを添付してください。）

5 審査

申請された書類に基づき、書類を審査した後、解体工事専用機械（コンクリート破砕機等）の確認を行うため、現地調査を実施します。

6 指名業者としての取扱いについて

申請書及び必要書類等の審査に合格した場合は、「解体工事入札参加資格業者」として登録します。

7 登録期間

令和3年8月1日から次回登録の前日まで（令和5年7月末日予定）

8 受付期間

令和3年4月1日（木）～令和3年4月30日（金）

水道施設工事(上水道工事)入札参加資格登録基準について

1 目的

水道施設工事（上水道工事）の適正な発注及び施工のため、下記のとおり水道施設工事（上水道工事）入札参加資格登録基準を定め、専門性を有すると認められる者に入札参加資格を与えるものです。

2 入札参加資格登録基準

- (1) 建設業許可「土木一式工事」「管工事」「水道施設工事」を受けていること
水道本管工事は公道等の開削、復旧が伴うものであることから土木一式工事の許可を要する。また、付帯工事として給水管切替が伴うことから管工事の許可も併せて必要とする。
- (2) 経営事項審査「水道施設工事」を受けていること
- (3) 直近の過去2か年において上水道工事の実績があること
※ 本市又は他自治体発注工事の元請又は下請の上水道工事実績
- (4) 下記の①～③全ての資格者がいること
 - ① 土木施工管理技士（1級、または2級）
 - ② 管工事施工管理技士（1級、または2級）
 - ③ 配管技能士（1級、または2級）、通称：配管工
- (5) 鹿屋市指定給水装置工事事業者であること
本管工事に伴う給水切替工事を施工し、個人宅の給水台帳の整理まで行うことから給水装置工事事業者の指定を必要とする。
- (6) 税金の滞納が無いこと

3 申請

水道施設工事（上水道工事）の入札参加資格登録を希望する者は、下記の必要書類を添付してください。また、地域貢献に関する事項については「その1」及び「その2」の2種類を提出ください。

4 申請に伴う必要書類

- (1) 直近の過去2か年の公共事業の上水道工事実績書（任意様式※契約書等の写しでも可）
（※直近の過去2か年に鹿屋市発注上水道工事の実績（元請）がある場合は提出不要）
- (2) 鹿屋市指定給水装置工事事業者であることの証明書
（※技術者資格は提出書類一覧の番号5「技術職員名簿（様式2）」に記載し、番号6「技術職員の資格証等」に資格証の写しを添付してください。）

5 格付け基準

新規入札参加資格登録業者については、C級からの取り扱いとします。

6 登録期間

令和3年8月1日から次回登録の前日まで（令和5年7月末日予定）

7 受付期間

令和3年4月1日（木）～令和3年4月30日（金）

下水道工事入札参加資格登録基準について

1 目的

下水道工事の適正な発注及び施工のため、下記のとおり下水道工事入札参加資格登録基準を定め、専門性を有すると認められる者に入札参加資格を与えるものです。

2 入札参加資格登録基準

- (1) 建設業許可「土木一式」を受けていること
- (2) 経営事項審査「土木一式」を受けていること
- (3) 下水道工事に必要な技術者資格（9資格）を有する技術者を3か月以上雇用していること。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ① 土木施工管理技士 | ② 型枠支保工作業主任者 |
| ③ 足場組立作業主任者 | ④ 車両系建設機械運転技能講習修了者 |
| ⑤ 土止め支保工作業主任者 | ⑥ 地山掘削作業主任者 |
| ⑦ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 | ⑧ 玉掛作業技術者 |
| ⑨ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 | |

- (4) 上記（1）及び（2）に該当し、下記のいずれかの条件を満たす業者であること。
 - (イ) 土木業者においては、過去10年以内に下水道工事（公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業・林業集落排水事業）等の実績があること。（畑かん工事等を除く。）
 - (ロ) 土木業者においては、過去5年間に下水道工事の現場代理人、又は主任技術者の経験を有する者を、現在1名以上雇用していること。
 - (ハ) 排水設備工事指定工事店にあっては、市内の排水設備工事の実績（下水道課の統計資料）が過去に100件以上あること。
- (5) 税金の滞納が無いこと

3 申請

下水道工事入札参加資格登録を希望する者は、下記の必要書類を添付してください。また、地域貢献に関する事項については「その1」及び「その2」の2種類を提出ください。

4 申請に伴う必要書類

- (1) 技術者の資格証明書の写し（上記（3）②～⑨の資格）
（※①土木施工管理技士有資格者の審査は提出書類一覧の番号5「技術職員名簿（様式2）」、番号6「技術職員の資格証等」にて行います。）
- (2) 下水道工事等の実績を証明する書類(任意書式)又は、過去5年以内に下水道工事の現場代理人、又は主任技術者の経験を証明する書類(任意書式)
- (3) 排水設備工事指定工事店にあっては、鹿屋市排水設備工事指定工事店証の写し

5 格付け基準

新規入札参加資格登録業者については、B級からの取り扱いとします。

6 登録期間

令和3年8月1日から次回登録の前日まで（令和5年7月末日予定）

7 受付期間

令和3年4月1日（木）～令和3年4月30日（金）

安全施設工事入札参加資格登録基準について

1 目的

安全施設工事の適正な発注及び施工のため、下記のとおり安全施設工事入札参加資格登録基準を定め、専門性を有すると認められる者に入札参加資格を与えるものです。

2 入札参加資格登録基準

- (1) 建設業許可「とび・土工・コンクリート」「塗装工事」を受けていること
- (2) 経営事項審査「とび・土工・コンクリート」「塗装工事」を受けていること
- (3) 防護柵のみの登録以外は、路面標示施工技能士を有すること。
※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度当該技能検定が実施されなかったため、特例措置として「次回試験が実施され、受検の上結果が判明するまでの間」有資格者なしでも登録可能です。
- (4) 新規・継続に関わらず、過去5年間において安全施設工事の実績（路面標示及び防護柵等）があること。
- (5) 土木施工管理技士（1級又は2級）を有すること。
- (6) 税金の滞納が無いこと

3 申請

安全施設工事入札参加資格登録を希望する者は、下記の必要書類を添付してください。

4 申請に伴う必要書類

- (1) 安全施設工事入札参加資格登録申請書（様式1-6）
- (2) 過去5年間において安全施設工事の実績を証明する書類(任意書式)

(※技術者資格は提出書類一覧の番号5「技術職員名簿(様式2)」に記載し、番号6「技術職員の資格証等」に資格証の写しを添付してください。なお、有資格者特例措置の適用を希望する場合、技能検定の受付開始後に受験票の写しを提出してください。また、資格証等は届き次第速やかに提出をお願いします。)

5 指名業者としての取扱について

申請書及び必要書類等の審査に合格した場合は、「安全施設工事入札参加資格業者」として登録します。

6 登録期間

令和3年8月1日から次回登録の前日まで（令和5年7月末日予定）

7 受付期間

令和3年4月1日（木）～令和3年4月30日（金）

安全施設工事入札参加資格登録申請書

鹿屋市長

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印(実印)

鹿屋市発注の安全施設工事の入札参加資格を得たいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 申請に伴う必要書類

(1) 過去5年間においてに安全施設工事の実績を証明する書類(任意書式)

2 登録工種

	安全施設工事
	安全施設工事 (防護柵のみ)

※登録を希望する工種に○を記入すること。

【技術職員名簿記入要領】

- 1 水色の箇所のみ入力をする。その他の欄には入力等しないこと。
- 2 リストにない資格を申請する場合は、コード表最下部の空行に資格名を記入し使用すること。
- 3 申請日現在において、3ヶ月以上雇用している技術者職員について作成すること。
- 4 営業所等へ委任する場合は、営業所等の技術者職員分のみ作成すること。
- 5 各技術者の資格証等の写しを添付すること。
- 6 技術者ごとに連番で記入すること。1人の資格が4以上の場合、「資格名等」、「資格取得年月日」のみ次の段へ記入し、次に記入する技術者についてはその次の段より記入すること。
- 7 資格コード001～004の実務経験については、経営事項審査の技術者名簿に登載し認定されたもののみ記入すること。
- 8 経営事項審査受審後に技術職員の増減がある場合は、それも含めて記入すること。

コード	根拠法	資格等
001	実務経験	法第7条第2号イ該当(指定学科卒業+実務経験)
002	実務経験	法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)
003	実務経験	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
004	実務経験	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
064	基幹技能者	基幹技能者
141	技術士法	建設・総合技術監理(建設)
142	技術士法	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)
143	技術士法	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)
144	技術士法	電気電子・総合技術監理(電気電子)
145	技術士法	機械・総合技術監理(機械)
146	技術士法	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)
147	技術士法	上下水道・総合技術監理(上下水道)
148	技術士法	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)
149	技術士法	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)
150	技術士法	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)
151	技術士法	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)
152	技術士法	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)
153	技術士法	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)
154	技術士法	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)
111	建設業法(技術検定)	1級建設機械施工管理技士
113	建設業法(技術検定)	1級土木施工管理技士
120	建設業法(技術検定)	1級建築施工管理技士
127	建設業法(技術検定)	1級電気工事施工管理技士
129	建設業法(技術検定)	1級管工事施工管理技士
133	建設業法(技術検定)	1級造園施工管理技士
212	建設業法(技術検定)	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)
214	建設業法(技術検定)	2級土木施工管理技士(土木)
215	建設業法(技術検定)	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)
216	建設業法(技術検定)	2級土木施工管理技士(薬液注入)
221	建設業法(技術検定)	2級建築施工管理技士(建築)
222	建設業法(技術検定)	2級建築施工管理技士(躯体)
223	建設業法(技術検定)	2級建築施工管理技士(仕上げ)
228	建設業法(技術検定)	2級電気工事施工管理技士
230	建設業法(技術検定)	2級管工事施工管理技士
234	建設業法(技術検定)	2級造園施工管理技士
137	建築士法	1級建築士
238	建築士法	2級建築士
239	建築士法	木造建築士
168	消防法	甲種消防設備士
169	消防法	乙種消防設備士
157	職業能力開発促進法(技能検定)	とび・とび工(1級)
164	職業能力開発促進法(技能検定)	型枠施工(1級)

166	職業能力開発促進法(技能検定)	ウェルポイント施工(1級)
167	職業能力開発促進法(技能検定)	路面標示施工
170	職業能力開発促進法(技能検定)	建築板金「ダクト板金作業」(1級)
171	職業能力開発促進法(技能検定)	建築大工(1級)
172	職業能力開発促進法(技能検定)	左官(1級)
173	職業能力開発促進法(技能検定)	コンクリート圧送施工(1級)
174	職業能力開発促進法(技能検定)	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)
175	職業能力開発促進法(技能検定)	給排水衛生設備配管(1級)
176	職業能力開発促進法(技能検定)	配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工(1級)
177	職業能力開発促進法(技能検定)	タイル張り・タイル張り工(1級)
178	職業能力開発促進法(技能検定)	築炉・築炉工・れんが積み(1級)
179	職業能力開発促進法(技能検定)	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(1級)
180	職業能力開発促進法(技能検定)	石工・石材施工・石積み(1級)
181	職業能力開発促進法(技能検定)	鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・製罐(1級)
182	職業能力開発促進法(技能検定)	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)(1級)
183	職業能力開発促進法(技能検定)	工場板金(1級)
184	職業能力開発促進法(技能検定)	板金(選択科目「建築板金作業」)・建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)(1級)
185	職業能力開発促進法(技能検定)	板金・板金工・打出し板金(1級)
186	職業能力開発促進法(技能検定)	かわらぶき・スレート施工(1級)
187	職業能力開発促進法(技能検定)	ガラス施工(1級)
188	職業能力開発促進法(技能検定)	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)
189	職業能力開発促進法(技能検定)	建築塗装・建築塗装工(1級)
190	職業能力開発促進法(技能検定)	金属塗装・金属塗装工(1級)
191	職業能力開発促進法(技能検定)	噴霧塗装(1級)
192	職業能力開発促進法(技能検定)	畳製作・畳工(1級)
193	職業能力開発促進法(技能検定)	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)
194	職業能力開発促進法(技能検定)	熱絶縁施工(1級)
195	職業能力開発促進法(技能検定)	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)
196	職業能力開発促進法(技能検定)	造園(1級)
197	職業能力開発促進法(技能検定)	防水施工(1級)
198	職業能力開発促進法(技能検定)	さく井(1級)
257	職業能力開発促進法(技能検定)	とび・とび工(2級)【3年】
264	職業能力開発促進法(技能検定)	型枠施工(2級)【3年】
266	職業能力開発促進法(技能検定)	ウェルポイント施工(2級)【3年】
270	職業能力開発促進法(技能検定)	建築板金「ダクト板金作業」(2級)【3年】
271	職業能力開発促進法(技能検定)	建築大工(2級)【3年】
272	職業能力開発促進法(技能検定)	左官(2級)【3年】
273	職業能力開発促進法(技能検定)	コンクリート圧送施工(2級)【3年】
274	職業能力開発促進法(技能検定)	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(2級)【3年】
275	職業能力開発促進法(技能検定)	給排水衛生設備配管(2級)【3年】
276	職業能力開発促進法(技能検定)	配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工(2級)【3年】
277	職業能力開発促進法(技能検定)	タイル張り・タイル張り工(2級)【3年】
278	職業能力開発促進法(技能検定)	築炉・築炉工・れんが積み(2級)【3年】
279	職業能力開発促進法(技能検定)	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工(2級)【3年】
280	職業能力開発促進法(技能検定)	石工・石材施工・石積み(2級)【3年】
281	職業能力開発促進法(技能検定)	鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・製罐(2級)【3年】
282	職業能力開発促進法(技能検定)	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)(2級)【3年】
283	職業能力開発促進法(技能検定)	工場板金(2級)【3年】
284	職業能力開発促進法(技能検定)	板金(選択科目「建築板金作業」)・建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)(2級)【3年】
285	職業能力開発促進法(技能検定)	板金・板金工・打出し板金(2級)【3年】
286	職業能力開発促進法(技能検定)	かわらぶき・スレート施工(2級)【3年】
287	職業能力開発促進法(技能検定)	ガラス施工(2級)【3年】
288	職業能力開発促進法(技能検定)	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)【3年】
289	職業能力開発促進法(技能検定)	建築塗装・建築塗装工(2級)【3年】
290	職業能力開発促進法(技能検定)	金属塗装・金属塗装工(2級)【3年】

地域貢献に関する事項（その1）

確認欄は
記入不要

1 本市との防災協定締結状況

協定締結の有無	締結年月日	加入団体名	確認欄
有 ・ 無	年 月 日		

- 注1 本市と防災協定を締結している団体に加入している場合に記入すること。
 注2 協定書の写し及び加入している団体が発行する証明書を添付すること。

2 鹿屋市消防団協力事業所の認定状況

認定の有無	認定年月日	有効期間	確認欄
有 ・ 無	年 月 日	年 月 日 まで	

- 注1 本市の消防団協力事業所に認定されている場合に記入すること。
 注2 鹿屋市消防団協力事業所認定通知書の写しを添付すること。

3 高年齢者の雇用状況

高年齢者数	確認欄
人	

- 注1 継続して3か月以上雇用している満60歳以上の者の人数を記入すること。
 注2 社会保険証等（雇用及び生年月日が確認できるもの）の写し（後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、所得税の源泉徴収票の写し）を添付すること。

4 鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所の登録状況

登録の有無	登録年月日	有効期間	確認欄
有 ・ 無	年 月 日	年 月 日 まで	

- 注1 鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所に登録されている場合に記入すること。
 注2 当該事業所登録通知書の写しを添付すること。

地域貢献に関する事項（その2）

本市格付を希望する業者で、下記に該当する事業者のみ提出して下さい。

	(1) 上水道工事事業者
	(2) 下水道工事事業者
	(3) 本市に格付を希望する工種で 「土木・建築・電気・管・造園」のうち 鹿児島県の格付総合点を有しない事業者 (県ランクのない事業者)

※ 該当する項目に○を記入すること。

1 障がい者の雇用状況

令和3年4月1日時点において継続して3か月以上雇用している者のうち、身体障がい者手帳、精神障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている障がい者数を記入すること。

区 分	①雇用している障がい者数	②法定雇用義務者数	③法定義務を超える雇用者数 (①-②)	確認欄は記入不要
法定雇用義務がある場合	人	人	人	確認欄
法定雇用義務がない場合	人	/	/	

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主は法定雇用率以上の障がい者を雇用する義務があります。令和3年3月1日から法定雇用率が2.3%に引き上がるため、対象となる事業主の範囲は43.5人以上となります。

※添付書類 ①社会保険証等の写し（雇用の確認ができるもの）
②身体障害者手帳等の写し
③「法定雇用義務がある場合」は、障がい者雇用状況報告書の写し（労働局又は公共職業安定所の受付印があるものに限る。）を添付すること

2 新規学卒者等の雇用状況

平成29年4月1日から令和2年3月31日までに、学校教育法に規定する学校若しくは専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設（但し、短期のものを除く）を卒業した者を採用し、令和3年1月1日時点で常用雇用労働者として雇用している新規学卒者数を記入すること。

新規学卒者数
人

確認欄

※添付書類 ①卒業証書又は職業訓練修了証書の写し
②健康保険被保険者証の写し

※申請する建設会社が社会保険の適用を受けない場合、又は新規学卒者が令和3年1月2日以降に退職したことにより健康保険被保険者証の写しが添付できない場合は、賃金台帳、出勤簿等、令和3年1月1日時点において常用雇用労働者であったことが確認できる書類を添付すること。

様式4

3 保護観察対象者の雇用支援状況

鹿児島県協力雇用主会又はN P
 O法人鹿児島県就労支援事業者
 機構への登録の有無

登録の有無
有 ・ 無

確認欄

※添付書類 保護観察所発行の登録証の写し

4 男女共同参画・子育て支援等の取組み状況

育児休業制度・介護休業制度の制定の有無

育児休業制度	介護休業制度
有 ・ 無	有 ・ 無

確認欄

※添付書類 商号又は名称、育児休業・介護休業制度の内容が確認できる就業規則の写し
 (常用雇用労働者数10人以上の事業所については、労働基準監督署の受付印があるものに限る。)

一般事業主行動計画策定・届出の有無

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出
有 ・ 無	有 ・ 無

確認欄

※添付書類 申請日現在で計画期間中にある一般事業主行動計画策定・変更届の写し
 (都道府県労働局の受付印があるものに限る。)

年 月 日

鹿屋市長 中西 茂 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

消防団員の雇用に関する証明請求書

下記の者の消防分団所属について証明を請求します。

番号	所属分団名	雇用年月日	雇用者名	備考
1				
2				
3				
4				
5				

上記の者の消防分団所属について証明します。

年 月 日

課 名
課 長 名

印

(記入留意事項)

- 証明の対象は、3か月以上の継続雇用をしている者に限る。
- 継続雇用が確認できる書類の写しを添付すること。

年 月 日

鹿屋市長 中西 茂 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

ボランティア活動への参加に関する証明請求書

(鹿屋市が主催・共催するもの)

下記のボランティア活動への参加証明を請求します。

番号	活動内容	実施日	参加人員	所要時間	備考
1					
2					
3					
4					
5					

上記のボランティア活動へ参加した事を証明します。

年 月 日

課 名
課 長 名

印

(記入留意事項)

- 事前に施設管理者と協議の上、実施すること。
- 本様式を2部作成し、申請すること。
- 鹿屋市の主催又は共催行事に限る活動を対象とする。(市が管理する施設に係る活動を含む。)
- 事業所(個人経営は事業主)として参加した活動を記入すること。(個人資格の活動は除く。)
- 活動の内容がわかるもの(写真や新聞記事等)を添付すること。

年 月 日

証明団体代表者

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

ボランティア活動への参加に関する証明請求書

(証明団体が主催・共催するもの)

下記のボランティア活動への参加証明を請求します。

番号	活動内容	実施日	参加人員	所要時間	備考
1					
2					
3					
4					
5					

上記のボランティア活動へ参加した事を証明します。

年 月 日

団体名称

代表者名

印

(記入留意事項)

- 事前に施設管理者と協議の上、実施すること。
- 本様式を2部作成し、申請すること。
- 証明団体の主催又は共催行事に係る活動とする。(証明団体の管理する施設等を含む。)
- 事業所(個人経営は事業主)として参加した活動を記入すること。(個人資格の活動は除く。)
- 活動の内容がわかるもの(写真や新聞記事等)を添付すること。

様式7
第4号様式（第4条関係）

資本関係又は人的関係に関する申告書

年 月 日

鹿屋市長 中西 茂 様

申告者(入札参加者) 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

資本関係又は人的関係にある会社の同一入札への参加制限基準(以下「基準」という。)に規定する資本関係又は人的関係にある他の入札参加資格者について、次のとおり申告します。

1 資本関係又は人的関係にある他の入札参加資格者の有無

	区分	入札参加資格者の有無
1	資本関係	有・無
2	人的関係	有・無

注 資本関係又は人的関係にある他の入札参加資格者が無しの場合、これ以降の記入は不要です。

2 基準2(1)アに掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

	該当区分	商号又は名称
1	自社と親会社の関係にある者	
2	自社と子会社の関係にある者	
3	親会社を同じくする子会社同士の関係にあたる者	

3 基準2(2)アに掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役員等を兼任している他の入札参加資格者は次のとおりです。

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

4 基準2(2)イ又はウに掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役員等が夫婦又は住所地が同一で親子若しくは兄弟姉妹の関係にある他の入札参加資格者は次のとおりです。

当社の役員等		当社の役員と関係のある者の状況			
役職	氏名	商号又は名称	役職	氏名	続柄

備考1 記入の対象となるのは、鹿屋市建設工事等入札参加資格審査申請を行うものに限る。

2 記載事項の真偽を確認するため、会社法(平成17年法律第86号)第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがある。

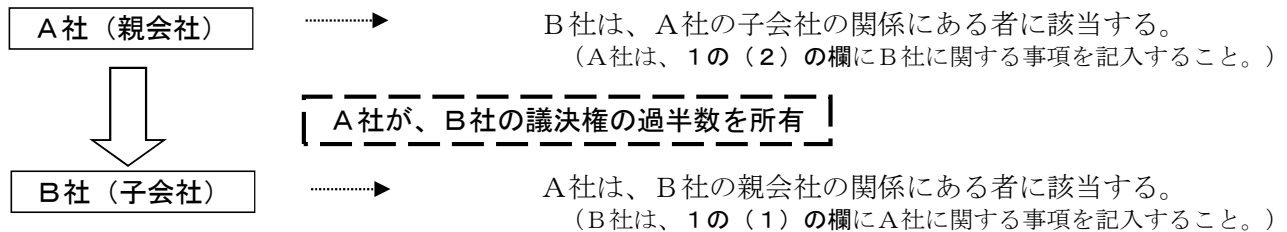
3 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加して用いること。

4 この申告書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成18年鹿屋市告示第13号)の規定に基づく指名停止等の措置を行うことがある。

(別紙)

記入上の注意事項

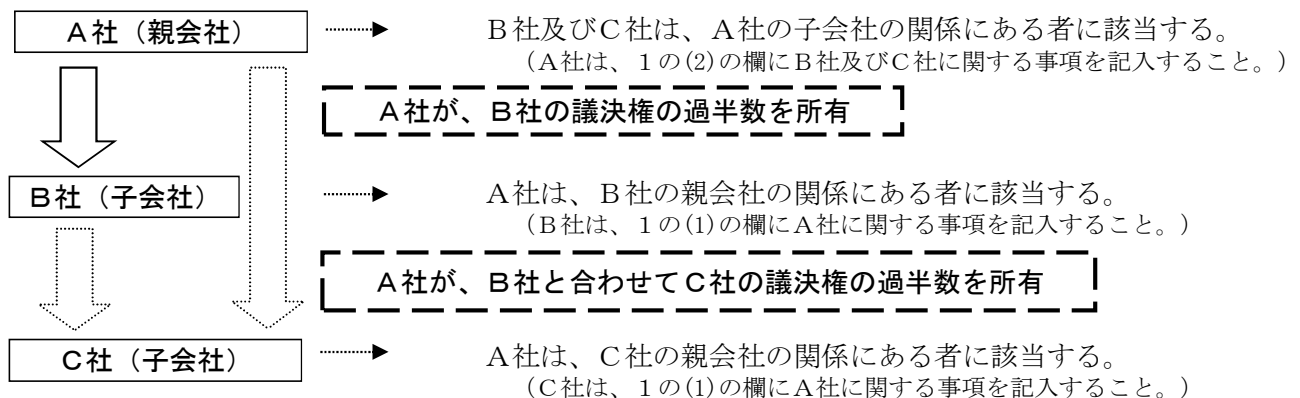
- 1 1の(1)及び(2)の「親会社」又は「子会社」の関係にあるとは、次のような場合である。
(1) 一方の会社A社(※1)が他方の会社B社の議決権総数の過半数を所有している(※2)関係(A社とB社は、同一の入札に参加できない。)



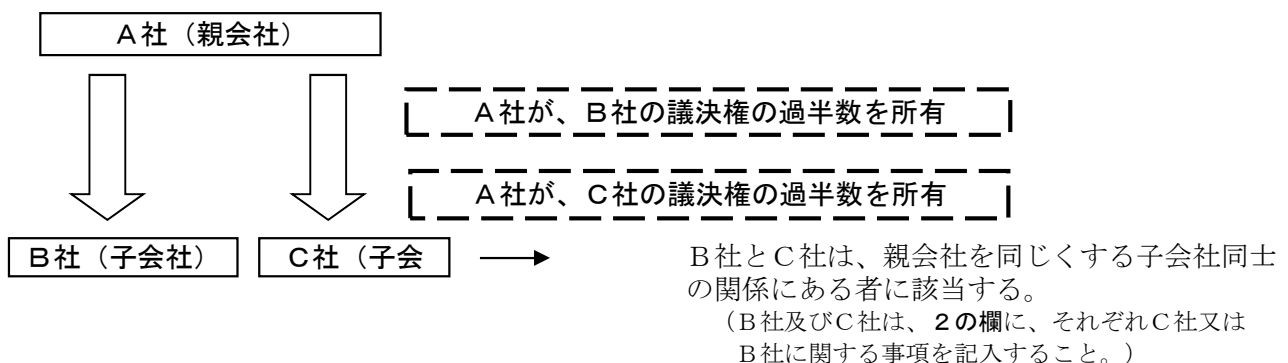
※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含む。

※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数(複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる場合を含む。)を所有している場合を含む。

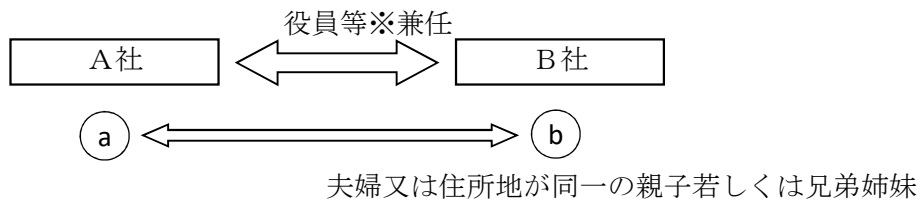
- (2) 一方の会社A社が、(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社C社の議決権の総数の過半数を所有している関係(A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できない。)



- 2 2の「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合である。
B社の議決権総数の過半数を所有している会社と、C社の議決権総数の過半数を所有している会社が、いずれもA社である場合におけるB社とC社の関係(B社及びC社は、同一の入札に参加できない。)

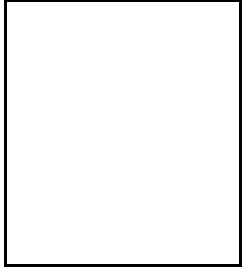


3 3及び4の「人的関係のある者」とは、次のような場合である。

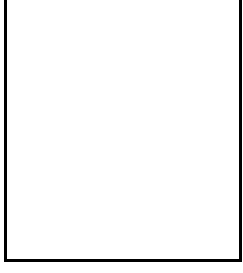


- ※ 「役員等」とは、次に掲げる者をいい、監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しない。
- ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
 - イ 取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）
 - ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
 - オ 一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

使 用 届 印 鑑 届



使用印



実印

上記の印鑑は、見積、入札に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届けます。

年 月 日

主たる営業所の所在地

商号又は名称

申請者

代表者職氏名

印(実印)

※注 「使用印」とできるのは、代表者印(営業所等の場合は営業所長印など)に限ります。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿屋市指名競争入札の資格及び指名基準等に関する要綱（以下「要綱」という。）第 3 条に基づく審査のため、下記の事項について、鹿屋市長が鹿屋警察署長に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿屋市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿屋市長 中西 茂 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(実印)

注 1 自己及び自社の役員等の名簿（別紙）を添付すること。

※ 「役員等」とは、鹿屋市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱第 2 条第 2 項第 5 号に規定する者をいう。（次に掲げるとおり）

ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

2 支店・営業所等に委任される場合は、自己及び自社の役員等の名簿に受任者の氏名等も記入すること。

個人住民税特別徴収実施確認書

年 月 日

鹿屋市長 中西 茂 様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

次の該当する□にチェック☑を付けてください。

【鹿児島県内に事務所又は事業所がない場合等】

- 当社は、鹿児島県内に事務所又は事業所がありません。
- 当社は、鹿屋市内在住の従業員がいません。

【特別徴収実施済】

当社は、現在、鹿屋市の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

特別
徴収
実施
確認
の
証明
につ
いて

- 特別徴収を実施していることが分かる書類を添付
(領収証書、特別徴収税額決定通知書の写しなど)

- 税務課確認印の押印

※領収証書等の写しがない場合は、税務課から右の枠内に確認印を受けてください。

税務課確認印

【特別徴収未実施】

特別徴収未実施の場合は、税務課から右の枠内に確認印を受けてください。

- 当社は、特別徴収追加依頼書提出済みの事業所です。
- 当社は、特別徴収義務のない事業所です。

〔確認の際には、所得税確定申告に添付する「収支内訳書」の写し又は青色申告書決算書の写しのいずれかが必要です。〕

税務課確認印

市税等の課税・納付状況確認同意書

年 月 日

鹿屋市長 中西 茂 様

申請者 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(実印)

鹿屋市が実施する個々の競争入札の参加資格の審査において、当社及び代表者に係る市税等の課税・納入状況について、財政課長が確認（調査）することに同意します。

確認期間：令和3年8月1日から令和5年7月31日

※課税及び納税状況を確認することにより知り得た情報については、上記の使用目的以外に利用することはありません。